

平成 29 年 10 月 6 日
中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北九州事業対象地域における掘り起こし及び総ざらいの取組状況について

1. 現状

残された半年弱の処分期間において、変圧器・コンデンサー等の案件ごとの対応は最終段階。自治体、環境省地方環境事務所との三者連携をより一層強めて、掘り起こしへの支援や総ざらいの対応を進めているところ。

(1) 変圧器・コンデンサー等の処分期間

北九州事業対象地域においては、変圧器やコンデンサー等の高濃度 PCB 廃棄物（PCB 特措法）及び高濃度 PCB 使用電気工作物（電気事業法）については、平成 30 年 3 月 31 日が処分期間の末日。

(2) 処分期間を踏まえた JESCO のスケジュール

- ① JESCO 登録は、集中搬入期間（※）よりもできる限り早期に行うよう保管事業者へ依頼
- ② 処分委託契約は、収集運搬契約とあわせて集中搬入期間までに結ぶよう保管事業者へ依頼
- ③ 遅くとも平成 29 年 11 月末までには、JESCO との契約手続に着手することが必要

※ 保管者（物）が減少することで運搬費が高騰することを踏まえ、ルート回収（合積み）により、運搬費が安価になるよう中小事業者の運搬費軽減につながる取組として設定した期間（各県エリア毎に平成 29 年度下期のうち 10 月～2 月の間で 2 か月間程度）。

(3) 掘り起こし・総ざらいにおける自治体と JESCO の取組

(3-1) 自治体における対応 掘り起こし

① 掘り起こし

自治体によるアンケートの未調査分（未達、未回答）のフォローを行い調査を完了し、調査結果を PCB 特措法データと突合し、する。未処理事業者一覧表を作成・追加。

② 不明案件確認

未処理事業者一覧表案件のうち、JESCO の処理対象物を保有しているか判らない不明案件を報告徴収や立入検査等により確認。特に使用中案件については廃止予定時期を確認し、廃止時期の遅い事業者には、自治体から保安監督部へ前倒しの指導を要請。確認後、JESCO 処理対象物を所有している案件情報を JESCO と共有。

③ 説明・指導

掘り起こし前から存在している JESCO 未契約案件と共に新たに掘り起こされた案件に対し、期限内に処理を行うよう（JESCO と処理契約を結ぶよう）説明・指導。

(3-2) JESCO における対応 総ざらい

④ 登録手続き（未登録対応）

処理について、理解いただいた案件の登録手続き。集中搬入期間（H29 年度下期 2 か月間程度）よりもできる限り早期に自治体と連携し登録促進を図る。

⑤ 契約手続き（未契約対応）

登録に引続き、処理委託契約手続きを行う（中小企業等に対しては、処理料金軽減申請手続きも案内）。処分委託契約は、収集運搬契約とあわせて集中搬入期間までに結ぶよう保管事業者に依頼。

⑥ 搬入調整

集中搬入期間を前提に、保管事業者の都合に配慮し、収集運搬業者と運転管理課と順次受入日を調整し決定する。

2. 課題

掘り起こしによる新たな変圧器やコンデンサー等の発見をなくし、期限内処理の完了、少なくとも保管事業者と JESCO の間で処理委託契約を締結していく必要があるが、以下のような課題がある。

（1）掘り起こし

各自治体によって進捗に差があり、新たに発見される変圧器・コンデンサーの数も自治体によって異なる。

（2）課題のある保管事業者等

処理費用の工面が困難、処理に納得できないなど何らかの理由で登録や契約手続きが進まない一部の保管事業者が存在する。また、倒産等により権利関係や所有者がはっきりしない案件などがあり、このまま処理に応じられなければ、処理期限到来後に改善命令や代執行の対象となる可能性がある（平成 29 年 9 月 26 日時点で、環境省地方環境事務所によれば、多く見積もって約 20 件弱程度）。

（3）処理困難物

低引火点含有 PCB 油が対象。技術的課題は解決されたため、現在処理体制を構築中。

3. 今後の対応

（1）処理委託契約の締結に向けて

まずは JESCO としては、処理を行う意思と支払い能力を有する保管事業者との処理委託契約を、集中搬入期間（各県毎に 10 月～2 月の間の 2 か月間で設定）までに、仮に発見が遅れた案件であっても、処理期限内に締結することを目指す。（ただし、契約には一定程度の日数が必要なため、できる限り掘り起こしを早期に進めていただく必要があることから、JESCO としても可能な範囲で、掘り起こしへの協力を行う。）JESCO からの契約手続きの説明を行う前に、自治体から保管事業者に対して連絡や個別訪問等をいただくことが必要であり、保管事業者に対する迅速な手続き開始に向けて、自治体との連携を強化する。

（2）課題のある保管事業者等への対応について

JESCO による説得では処理委託契約に応じていただけない保管事業者については、自治体や環境省地方環境事務所にも対応を御相談し、直接、保管事業者に対して電話や訪問指導等により説得を行っていただく。

（3）JESCO 社内の体制整備

本年 8 月より北九州事業所以外の 4 事業所から、順次応援要員を北九州事業所へ投入。人員の増強を図り、契約手続きの対応等に当たっている。また、JESCO 本社営業部においても、北九州事業所に対する支援を最大限行うため人員の増強を行っている。年内を目処として、確実に処理完了に向けた契約手続きが進むよう、今後も状況に応じた体制の強化を図っていく。

（以上）